

令和4年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書

竹原市監査委員

竹 監 委 第 3 0 号
令和 5 年 8 月 2 5 日

竹原市長 今 榮 敏 彦 様

竹原市監査委員 中 本 英 三
竹原市監査委員 濱 井 秀 夫

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類の審査を終了したので、その結果を次のとおり意見を付して提出します。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第1 審査の概要

審査は、「竹原市監査基準」に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法等により実施した。

第2 審査の期間

令和5年8月3日から令和5年8月22日まで

第3 審査の着眼点

法令に定められた全ての書類が具備され、計算計数が関係書帳票の計数と一致しており、その内容が法令を遵守されているかを基本とする。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して正確であるものと認めた。

【健全化判断比率】

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和3年度	対前年度増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	13.79	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	18.79	30.00
実質公債費比率	8.3	8.3	0.0	25.0	35.0
将来負担比率	36.0	64.5	△28.5	350.0	—

2 個別意見

- (1) 実質赤字比率は、実質赤字額がなく、比率は「—」となっている。
- (2) 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がなく、比率は「—」となっている。
- (3) 実質公債費比率は8.3%で、前年度と同じであり、早期健全化基準の25.0%を16.7ポイント下回っている。
- (4) 将来負担比率は36.0%で、前年度より28.5ポイント低下しており、早期健全化基準の350.0%を314.0ポイント下回っている。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

4 むすび

当年度の財政健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。

前年度より将来負担比率はが低下しており、今後とも、限られた財源を有効に活用し、健全な財政運営に努められるよう要望する。

令和4年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

審査は、「竹原市監査基準」に準拠し、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法等により実施した。

第2 審査の期間

令和5年8月3日から令和5年8月22日まで

第3 審査の着眼点

法令に定められた全ての書類が具備され、計算計数が関係書帳票の計数と一致しており、その内容が法令を遵守されているかを基本とする。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して正確であるものと認めた。

【資金不足比率】

(単位：%)

会計	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	

2 個別意見

すべての会計において、資金不足額がなく、比率は「—」となっている。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

4 むすび

当年度の資金不足比率は、いずれも経営健全化基準を下回っており、良好な状態となっている。

今後とも、歳入確保と歳出削減に取り組み、健全な財政運営に努められるよう要望する。